

○神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年1月23日告示第53号）

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準

昭和56年 1 月23日
告示第53号

改正	昭和56年11月13日告示第936号	昭和58年 5 月17日告示第423号
	昭和60年 2 月22日告示第135号	昭和61年 7 月25日告示第640号
	昭和63年12月23日告示第1040号	平成元年 9 月29日告示第831号
	平成 3 年 1 月29日告示第61号	平成 4 年 3 月27日告示第265号
	平成 9 年 1 月31日告示第68号	平成13年 3 月16日告示第159号
	平成15年 4 月22日告示第389号	平成17年 3 月 8 日告示第144号
	平成23年 3 月29日告示第214号	平成27年 6 月 2 日告示第312号
	令和元年 6 月18日告示第80号	

神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第 1 号）第10条の規定に基づき、商品等ごとに、その内容等の表示について事業者が遵守すべき基準を次のとおり定め、昭和56年 7 月 1 日から施行する。

商品	表示事項	表示の方法
かまぼこ類（板付き蒸しかまぼこ、蒸し焼きかまぼこ又は蒸しかまぼこであつて、包装されたものに限る。ただし、次に掲げるものを除く。）	原材料配合割合（商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。）	原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単位名を明記して表示すること。
1 魚肉（魚以外の水産動物（鯨を除く。）の肉を含む。）に食塩を加えたもの又はこれに砂糖、でん粉、強力増強剤、保存料等を加えたものを練りつぶしたものであつて、脂肪含有率が2％未満のもの（以下「練りつぶし魚肉」という。）を気密性、耐熱性、耐水性、耐油性、熱接着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜（以下「フィルム」という。）で包装し、又はフィルムでできた筒状包装に充填した後、加熱してたん白を凝固させたもの		
2 練りつぶし魚肉にチーズ、グリーンピース、わかめ、こんぶ等を加えたものをフィルムで包装し、又はフィルム		

でできた筒状包装に充填した後、加熱してたん白を凝固させたもの		
調理冷凍食品（製造し、又は加工した食品を急速に凍結したもので、包装されたものに限る。ただし、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3に規定する調理冷凍食品を除く。）	原材料配合割合（商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。）	原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、標準配合割合を表示することが困難なものにあつては、その表示を省略することができる。
家庭用手袋（衣料品以外のもので、炊事、洗濯、掃除、園芸等家庭での各種作業に使用するゴム製又は合成樹脂製のものに限る。）	1 材料名 2 寸法 3 使用上の注意 4 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号	1 材料名は、次の方法により表示すること。 （１） 使用されている材料名を天然ゴム、合成ゴム、塩化ビニール樹脂、ポリエチレン等と表示すること。 （２） 手袋の裏面に繊維類を用いている場合はその組成を表示し、特殊な加工をしている場合はその形状を表示すること。 2 寸法は、手袋の全長及び手のひら部分の回りの長さを、センチメートルの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、反復使用を予定して作られていないものにあつては、その表示を省略することができる。 3 使用上の注意は、次の方法により表示すること。 （１） 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める器具の規格基準に適合しているもの以外のものにあつては、調理用には使えない旨の表示を行うこと。 （２） かゆみ、かぶれ、発疹（しん）等についての注意を、次のとおり表示すること。 「体質によつては、かゆみ、かぶれ、発疹（しん）などを起こすことがあります。異常を感じたら御使用をおやめください。」 （３） 油脂、薬品等による劣化、硬化等に対する注意を表示すること。 （４） その他使用や保管に当たつて必要な注意事項を表示すること。
パッド付救急ばんそうこう（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は医療機器に限る。）	1 滅菌済みの表示	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項又は第19条の2第1項の規定により滅菌済みとして承認を受けたものにあつては「滅菌済医薬品」又は「滅菌済医薬部外品」と、同法第23条の2の5第1項若しくは第23条の2の17第1項の規定により滅菌済みとして承認を受けたもの、同法第23条の2の12第1項の規定により滅菌済みとして届け出たもの又は同法第23条の2の23第1項の規定により滅菌済みとして認証を受けたものにあつて

	2 使用上の注意 3 品質保持期限（又は使用期限） （滅菌済みの表示をするものに限る。）	は「滅菌済医療機器」と表示すること。 2 使用上の注意は、次の方法により表示すること。 (1) パッド部分が濡れ、又は汚れたまま放置すべきでない旨を次の例に準じて表示すること。 パッド部分が濡れ、又は汚れたまま放置すると傷の治りが悪くなりますので、貼り替えてください。 (2) パッド部分に薬品を塗布してあるもので、他の薬品を同時に使用するとそれぞれの薬品の消毒効果が弱まる等好ましくないことがあるものにあつては、その旨を具体的に薬品の名称を明記した上で、次の例に準じて表示すること。 ア 医薬品及び医薬部外品のばんそうこうの場合 この製品は、パッド部分にアクリノールを使用しています。アクリノールの消毒効果を弱めるのでヨードチンキと同時に使用しないでください。 イ 医療機器のばんそうこうの場合 この製品は、品質保持のためにパッド部分にアクリノールを使用しています。ヨードチンキの消毒効果を弱めるおそれもあるのでヨードチンキと同時に使用しないでください。 (3) その他、製品の特性、使用目的等に合わせ、使用に当たつて必要な注意事項を表示すること。 3 品質保持期限（又は使用期限）は、適正な方法で保存した場合にその品質特性を十分保持し得ると製造業者が認める期限を次のいずれかの例に準じて表示すること。 (1) 品質保持期限（又は使用期限） 平成 3 年 8 月 (2) 品質保持期限（又は使用期限） 平成 3. 8 (3) 品質保持期限（又は使用期限） 1991 年 8 月 (4) 品質保持期限（又は使用期限） 1991. 8（又は'91. 8）
--	--	--

備考 表示は、消費者が容易に識別できるように次により行うこと。

(1) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所に明記すること。

(2) 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさで、地色と対照的な色とすること。

前 文（抄）（昭和 56 年 11 月 13 日告示第 936 号）

昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当分の間、改正後の表の調理冷凍食品の項表示の方法の欄 1 (1) に定める香辛料として使用される原材料にあつては香辛料と表示し、同欄 1 (2) に定める化学的合成品である添加物にあつては調味料として使用さ

れる添加物の用途のみを表示することができる。

前 文（抄）（昭和58年5月17日告示第423号）

表中、ふりかけ類に係る部分については昭和58年9月1日、もちに係る部分については同年10月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和60年2月22日告示第135号）

昭和60年9月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和61年7月25日告示第640号）

昭和62年1月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和63年12月23日告示第1040号）

公表の日から施行する。ただし、食パンの項及びパン類の項に係る部分については昭和64年5月1日から、家庭用手袋の項に係る部分については同年12月1日から施行する。

前 文（抄）（平成元年9月29日告示第831号）

平成2年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成3年1月29日告示第61号）

豆腐の項に係る部分については平成4年1月1日から、その他の部分については平成3年7月1日から施行する。ただし、調理冷凍食品に係る原材料名の表示の方法は、当分の間、香辛料として使用される原材料にあつては香辛料と表示することができる。

前 文（抄）（平成4年3月27日告示第265号）

平成5年3月1日から施行する。

前 文（抄）（平成9年1月31日告示第68号）

平成9年4月1日から施行する。ただし、油で揚げた菓子及び油を吹きつけ又は塗布した菓子並びに塩辛類については、賞味期限（品質保持期限）の表示に代えて製造年月日を表示できるものとし、充てん豆腐、豆腐及び生めん類については、平成11年3月31日までは、製造年月日を表示するものとする。

なお、平成9年3月31日以前に製造され、加工され、又は輸入される生活物資等の内容等の表示については、なお従前の例によることができる。

前 文（抄）（平成13年3月16日告示第159号）

平成13年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成15年4月22日告示第389号）

平成15年7月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年3月8日告示第144号）

平成17年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和元年6月18日告示第80号）

令和元年7月1日から施行する。